

I 【判定期間における計算式】

$$\frac{\text{当該サービスに係る紹介率最高法人に位置付けた居宅サービス計画数}}{\text{判定期間中において当該サービスを位置づけた居宅サービス計画数}}$$

⇒ それぞれのサービスにつき、いずれかのサービスの値が80%を超える場合、  
いかなる理由であっても吹田市への届け出の対象  
(80%を超える、超えないにかかわらず「特定事業所集中減算チェックシート」は5年間保存が必要)

II 【計算例 (ある月に訪問介護を位置づけた計画数が22件の場合)】

計画数	利用者	事業者名	法人名	法人カウント
1	Aさん	あ	○法人	○法人 1件
2	Bさん	あ	○法人	○法人 1件
		い	○法人	
3	Cさん	う	▲法人	▲法人 1件
途中省略				
(総計画数) 22 (分母)	22人			○法人 18件(紹介率最高法人) …分子 ▲法人 4件

※計算上の留意事項

1. 特定事業所集中減算を算定する場合は、ひと月ごとの「居宅サービス計画を位置づけた件数」と「紹介率最高法人に位置付けた居宅サービス計画数」を計上し、判定期間における総計画数(分母)と紹介率最高法人への計画数(分子)を積み上げ、「判定期間における計算式」にて判定を行う。

2. 同一サービスにおいて、2か所以上の事業所を利用する居宅サービス計画を作成し、それらの事業所を同一法人が開設する場合は1件とカウントします。

3. 介護予防支援については計画数に含みません。

4. 計算結果、小数点以下の端数処理については四捨五入しません。

(例) 80.01…%→減算

79.97…%→減算しない

5. 80%を超えている場合の「正当な理由」に該当する事例が1件でもある場合は次のとおり計算します。

(例) 居宅サービス計画数: 102件

訪問介護事業所への位置付け: 82件(該当する事例が1件あり)

$81 \div 101 \times 100 = 80.1\%$  → 減算

※該当する1件分について除外することになります。